

●香川県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年3月7日

香川県監査委員	三谷和夫
同	大西均
同	香川芳文
同	高城宗幸

- 第1 監査対象法人 瀬戸内国際芸術祭実行委員会
- 1 監査対象年度 平成26年度から平成28年度まで
- 2 監査実施年月日 平成29年2月3日
- 3 県の補助金等の額
- |        |     |                                |
|--------|-----|--------------------------------|
| 平成26年度 | 補助金 | 8,050,000円                     |
|        | 負担金 | 10,000,000円                    |
| 平成27年度 | 補助金 | 87,984,795円                    |
|        | 負担金 | 95,000,000円                    |
| 平成28年度 | 補助金 | 92,767,000円（平成29年2月3日現在の交付決定額） |
|        | 負担金 | 95,000,000円                    |

4 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

会場利用料等を職員の立替払で支払っているが、立替払は真にやむを得ない場合に限り必要がある。また、その場合においても、立替払に係る取扱いをあらかじめ定めておく必要がある。